

大阪広域環境施設組合職員基本条例の一部を改正する条例

大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成 27 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
別表（第23条関係）			別表（第23条関係）		
項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類	項番号	非違行為の類型	懲戒処分の種類
[略]			[同左]		
36	<u>暴行若しくは脅迫を用いること等により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ若しくはその状態にあることに乗じて、他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をすること</u>	[略]	36	暴行若しくは脅迫を用いて他の職員にわいせつな行為をし、又は職務上の権限に基づく影響力を行使して他の職員と性的関係を結び、若しくは他の職員にわいせつな行為をすること	[同左]
[略]			[同左]		
61	放火、殺人、強盗、 <u>不同意性交等</u> 又は	[略]	61	放火、殺人、強盗、 <u>強制性交等</u> 又は麻	[同左]

	麻薬若しくは覚醒剤の使用若しくは所持を行うこと			薬若しくは覚せい剤の使用若しくは所持を行うこと	
[略]			[同左]		
69	暴行若しくは脅迫を用いること等により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ若しくはその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせること	[略]	69	暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をすること又は18歳未満の者にわいせつな行為をすること若しくは18歳未満の者をしてわいせつな行為をさせること	[同左]
[略]			[同左]		
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。